

目 次

I、中国における知的財産に関する出願、登録数等の統計情報	- 2 -
1. 専利出願、登録件数	- 2 -
2. 不服審判、無効審判状況	- 4 -
3. ハーグ協定に基づく意匠の国際登録出願状況	- 5 -
4. 商標出願、登録件数	- 5 -
5. 地理的表示	- 6 -
6. 集積回路の回路配置	- 6 -
II、直近1年間の注目判例の紹介・解説	- 6 -
1. メラミンに関する特許侵害事件が2022年最高人民法院知的財産権法廷の典型例に入選	- 6 -
2. AIが生成した画像の著作権侵害第一事件の判決が発効	- 7 -
III、直近1年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報	- 9 -
1. 国家知識産権局を国務院直属機構に再編	- 9 -
2. 「特許の転化運用に関する特別行動計画（2023～2025年）」	- 9 -
3. 改正専利法実施細則及び専利審査指南が公表	- 9 -
4. 「中華人民共和国商標法改正草案（意見募集稿）」が公開意見募集	- 10 -
5. 「悪意による商標登録を全面的管理し高品質な発展を促進する業務案（2023—2025年）」が公布	- 11 -
6. 改正された「知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為の禁止規定」が正式に施行	- 11 -
IV、日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報	- 12 -
1. 中国冒認商標の件数の増減について	- 12 -
2. 秘密特許制度の概要	- 13 -
3. 「企業知的財産権コンプライアンス管理システム 要求」（GB/T 29490-2023）国家基準が公布	- 14 -

レポート

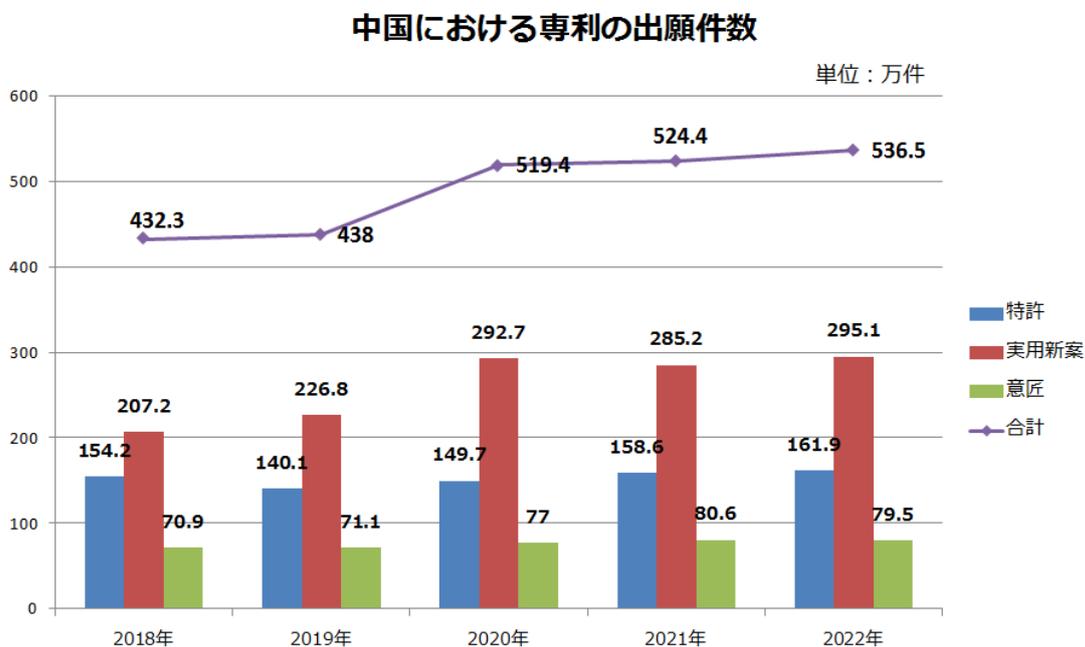
送付日付：2024年3月15日

本レポートは中小企業を対象とした情報提供を目的とし、1) 知的財産に関する出願、登録数等の統計情報、2) 直近1年間の注目判例の紹介・解説、3) 直近1年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報、4) その他の日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報という4項目から中国知的財産に関する最新事情を紹介する。

I、中国における知的財産に関する出願、登録数等の統計情報

1. 特許出願、登録件数

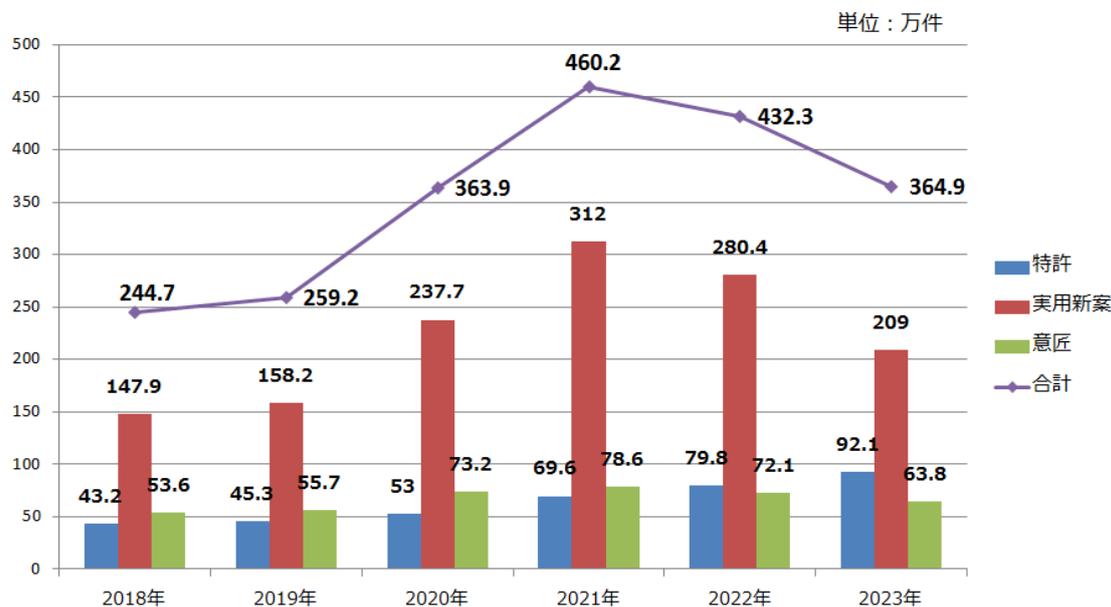
中国国家知識産権局の統計によれば、2018年～2022年の5年間の中国特許出願件数の推移は、以下のとおりである¹。



中国国家知識産権局の統計によれば、2018年～2023年の6年間の中国特許登録件数の推移は、以下のとおりである。

¹ 中国国家知識産権局は、現在、2023年の出願件数を発表していない。

中国における専利の登録件数

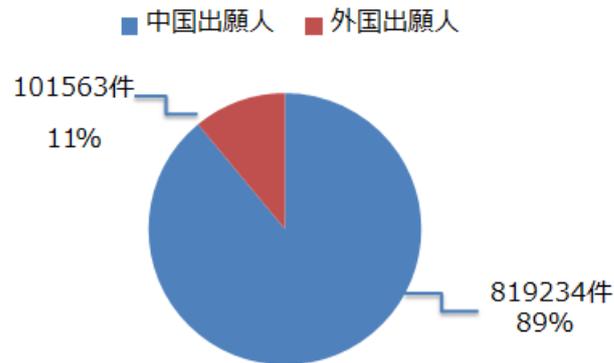


中国国家知識産権局は悪質な非正常専利出願行為を断固として取り締まるよう、非正常専利出願に対する審査・処理を引き続き厳格化としている。また、実用新案登録の質を高めるよう、実用新案に対する審査も一層厳しくなっているため、過去3年に比べて、2023年の実用新案登録件数は大幅に減少した。審査が厳しくなっているものの、イノベーションの動きを示す特許は過去6年間に於いて登録件数が増加する傾向にある。

2021年6月1日より、中国における意匠出願について、部分意匠制度が認められるようになったが、『専利法実施細則』及び『専利審査指南』が2023年12月21日に公表されたため、中国国家知識産権局が受理した部分意匠出願は実際に2022年と同じく、まだ審査されていなかった状態である。これは、2023年の意匠登録件数が過去3年より減少した理由の一つだと考えられる。

2023年、中国における専利の登録件数のうち、中国出願人による特許の登録件数は81.9万件であり、全体に占める割合が89%であった。外国出願人による特許の登録件数は10.2万件であり、全体に占める割合が11%であった。

2023年中国における専利登録件数

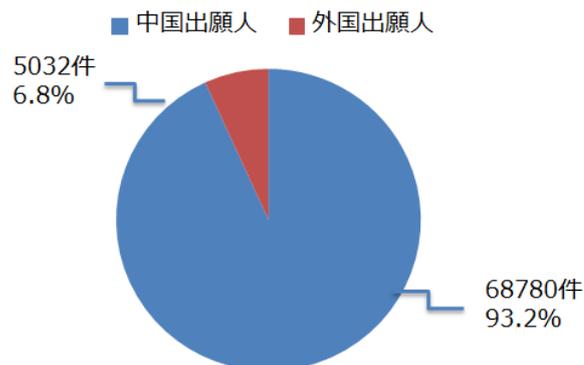


登録された特許のうち、職務発明は98.5%の90.7万件を占め、非職務発明は1.5%の1.4万件を占めた。

2023年末までに、有効特許件数は499.1万件であった。そのうち、中国国内（香港・マカオ・台湾を除く）の有効特許件数は同期比22.4%増の401.5万件であり、初めて400万件を上回った。

2023年、PCT国際出願の受理件数は7.4万件であった。そのうち、中国出願人によるPCT出願は93.2%の6.9万件であり、外国出願人によるPCT出願は6.8%の0.5万件であった。

2023年PCT出願受理件数



2. 不服審判、無効審判状況

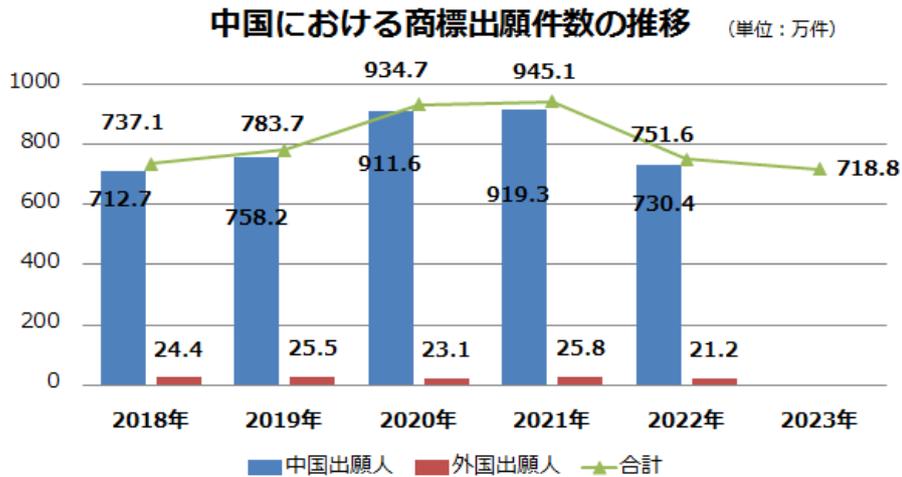
2023年の専利不服審判の結審事件は6.5万件であり、無効審判の結審件数は0.77万件であった。

3. ハーグ協定に基づく意匠の国際登録出願状況

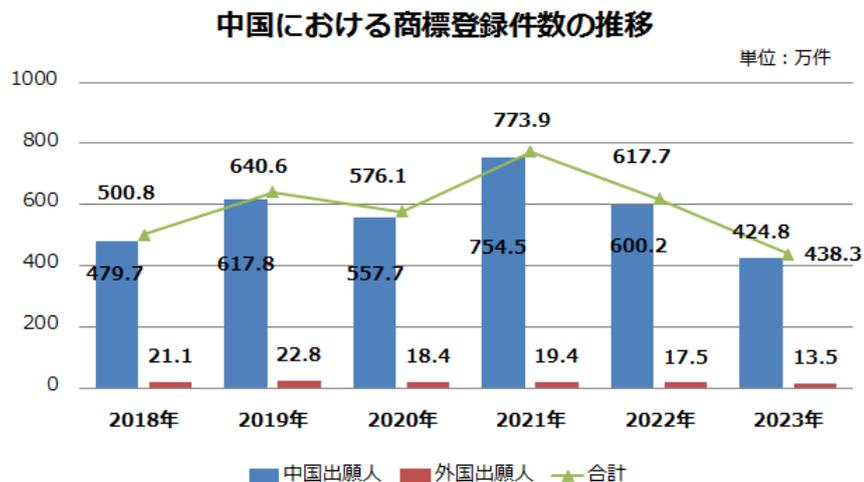
2023年、中国出願人によるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録出願件数は1814件であった。

4. 商標出願、登録件数

2018年～2023年の中国における商標出願件数の推移は以下の通りである²。



2018年～2023年の中国における商標登録件数の推移は以下の通りである。



² 2023年の中国出願人と外国出願人のそれぞれの出願件数は発表されていない。

2023 年年末までに、中国における有効商標件数は 4614.6 万件であった。そのうち、中国出願人による有効商標件数は 95.5% の 4404.7 万件であり、外国出願人による有効商標件数は 4.5% の 209.9 万件であった。また、2023 年、中国出願人によるマドプロ国際出願件数は同期比 6.3% 増の 6196 件であった。

2022 年の登録件数の 617.7 万件に対して、2023 年の登録件数は 179.4 万件も減り、2 年連続減少したが、主な原因としては、知的財産権を保護するために、国家知識産権局は悪意による商標冒認出願行為に対する取締りを強化しつつあり、商標出願に対する審査が一層厳格になったほか、有効商標件数が増加しているため、後願商標出願は先願商標と衝突する比率も高くなるためである。

5. 地理的表示

2023 年、承認された地理的表示商品の登録件数は 13 件であった。承認された団体商標、証明商標としての地理的表示の登録件数は 201 件であり、地理的表示商品の専用マークの使用を許可された企業は 5842 件であった。

2023 年年末までに、承認された地理的表示商品の登録件数は累計で 2508 件、承認された団体商標、証明商標としての地理的表示の登録件数は累計で 7277 件であり、地理的表示商品の専用マークの使用を許可された企業は累計で 2.6 万社に達した。

6. 集積回路の回路配置

2023 年、中国の集積回路の回路配置の登記公告及び証書発行件数は 1.1 万件であった。2023 年年末までに、中国の集積回路の回路配置の証書発行件数は累計で 7.2 万件であった。

II、直近 1 年間の注目判例の紹介・解説

1. メラミンに関する特許侵害事件が 2022 年最高人民法院知的財産権法廷の典型例に入選³

2022 年 12 月 26 日、最高人民法院は四川金象賽瑞化工股份有限公司と山東

³ <https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-394812.html> (2024 年 2 月 19 日アクセス)

華魯恒昇化工股份有限公司などのメラミン発明特許侵害紛争及びノウハウ侵害紛争に関する 2 件に対してそれぞれ二審判決を下し、権利者は最終的に 2 億 1800 万人民元の賠償を受け、知的財産権事件における裁判所の同一プロジェクトに対する賠償額を更新した。2023 年 3 月 30 日に発表された「最高人民法院知的財産権法廷年度報告（2022）」には、同事件が収録されている。

解説：

メラミン事件において、権利者側が高額な賠償判決を受けることができるのは、以下の点が重要な役割を果たしている。1、積極的に証拠を提出し、賠償額の計算に多方面の計算基礎を提供することである。実務において、権利侵害損害賠償の計算は、権利者の損失、侵害利得、ライセンス料の倍数、法定賠償に分けるが、侵害利得に基づく形がよく適用される。同事件において、権利者は被疑侵害者の年報、第三者業者の商品データ、被疑侵害者の競争相手のデータを結合し、権利侵害行為による粗利益を多角的に計算した。2、証拠提出令及び立証妨害制度を十分に利用して、被疑侵害者に財務データの提供を要求した。被疑侵害者が財務データを提供しない場合、権利者の権利侵害損害賠償に対する合理的な計算方式は裁判所に採択された。3、被疑侵害者が悪意を持っていることを十分に主張し、主観的な過ち、情状が深刻であることも裁判所が賠償額を測定する重要な考慮要素となっている。4、管轄裁判所を合理的に選択し、権利者は最初の四川眉山裁判所で保全不調を経験した後、迅速に管轄接続点を調整し、成都市中級人民裁判所、広州知識産権裁判所に営業秘密侵害事件と特許侵害事件をそれぞれ再提出した。

2.AI が生成した画像の著作権侵害第一事件の判決が発効⁴

2023 年年末、北京インターネット裁判所は人工知能による画像（AI 生成画像）の著作権侵害紛争事件について、一審判決を下した。

原告の李氏は AI を利用して、係争画像を生成し、小紅書（Red）プラットフォームに公開した。被告の劉氏は係争画像上のウォーターマークを除去し、他のプラットフォームで発表した文章の中で当該画像を使用した。原告は被告の行為について訴訟を提起した。北京インターネット裁判所は、人間が AI を利用して画像を生成する場合、本質的には人間がツールを用いて創作を行い、創作された係争画像は独創性があり、著作物として認定でき、著作権法の保護を

⁴ https://www.shantou.gov.cn/stszcwyh/zcal/content/post_2290248.html (2024 年 2 月 19 日アクセス)

受けられると認め、被告が原告の係争画像について保有している署名権と情報ネットワーク伝播権を侵害し、ソーシャルプラットフォームで声明を出して謝罪し、判決が発効した日から7日以内に原告の経済損失500元を賠償すると判定した。裁判所は同時に、信義誠実の原則と公衆の知る権利を保護する必要に応じて、原告は使用した人工知能技術またはモデルを明記すべきであると強調した。

双方とも上訴しておらず、一審判決が既に発効した。

解説：

この事件はAI生成画像関連分野の著作権第一事件である。2023年、ChatGPTに代表される「生成型AI」は全世界の科学技術のホットスポットとなり、人間の生活と生産方式に影響を与えると同時に、AI生成物の著作権問題も注目されている。

当該判例は積極的な意義を有している。一つ目は、立法者が科学技術の発展に積極的に適応する有益な試みである。この判例では、生成型AIを用いて生成された画像が著作物の属性を有することと、AI利用者が著作者として法に基づいて著作権を有していることが認められた。これは立法者が業界の発展に応じて、積極的に行った試みと探索である。二つ目は、当該判決は、中国の裁判所が人工知能絵画モデル利用者が生成された画像に対して著作権を保有することを初めて認めたことを意味しているため、将来の人工知能関連事件の裁判に重要な参考価値がある。三つ目は、人工知能業界の発展に積極的な影響を与える。司法は人類の創作方式の変革を促進すると同時に、人工知能のより速くより良い発展を促進する。

しかし、AI生成物の著作権問題をめぐる論争はまだ終わっておらず、人工知能に関する知的財産権問題は将来依然として注目される焦点である。将来は、立法をさらに充実させ、AI生成コンテンツへの保護の境界を明確にし、知的財産保護と人工知能産業の発展を両立させることが期待される。

Ⅲ、直近 1 年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報

1. 国家知識産権局を国務院直属機構に再編⁵

2023年3月7日に行われた第14期全人代第1回会議の第2回全体会議では、「党・国家機構改革案」は審議を通過した。同改革案の一環とする知的財産権管理体制の改編計画では、中国国家知識産権局が国家市場監督管理総局が管理する国家知識産権局から中国国務院直属機構と格上げされた。これは、知的財産権強国戦略の推進を加速させ、知的財産権の創造、運用、保護、管理及びサービスレベルを全面的に向上させるのに役立つ。

2. 「特許の転化運用に関する特別行動計画（2023～2025年）」⁶

2023年10月17日、国務院常務会議は、『特許の転化運用に関する特別行動計画（2023～2025年）』を採択した。計画は、全体的要求、発展目標、重点任務、組織保障の4つの方面から特許の転化運用について明確な説明を行った。

中国国家知識産権局の申長雨局長は2023年10月26日に行われた記者会見において、本計画には海外の特許権者や外資系企業による中国国内での特許技術の運用を平等互惠の原則の下で奨励する方針は明確にされ、中国が開放的かつ公平なビジネス環境の構築に向けた姿勢を示していると発言した。

中国国家知識産権局はこれから関連部門と連携して、外資系企業との交流体制の改善、法に基づく外資系企業への知財保護、市場化と法治化の原則の下での世界各国の特許技術交流の推進という三つの面から着手し、外資系企業の知財に関するニーズなどに応じて特許技術の活用をさらに促進し、更なる外資導入を目指している。

3. 改正専利法実施細則及び専利審査指南が公表⁷

2023年12月21日に専利法実施細則及び専利審査指南の改正案が公表され、そのいずれも2024年1月20日より施行された。

⁵ https://www.gov.cn/xinwen/2023-03/07/content_5745313.htm（2024年2月20日アクセス）

⁶ https://www.gov.cn/gongbao/2023/issue_10806/202311/content_6913817.html（2024年2月20日アクセス）

⁷ https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_3317_189352.html、

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_3317_189352.html（2024年2月20日アクセス）

改正専利法実施細則は専利法の実施のためにより具体的な操作規則を明確にし、専利の出願制度、審査制度を完備し、専利保護及び専利サービスを強化した。また、改正専利法及びその実施細則の円滑な施行を確保し、審査業務に関する条項が改正後の特許法実施細則の施行前後の具体的な適用規則を明確にするために、国家知識産権局は「改正専利法及びその実施細則の施行に係る審査業務対応に関する臨時的措置」を制定した。同措置も 2024 年 1 月 20 日より施行された。

改訂された専利審査指南では、方式審査及び中国移行 PCT 出願の審査、特許出願の実体審査に関する一般的な規定、不服審判・無効審判請求の審理などに関する規定が改訂され、漢方薬分野の特許出願の審査、開放的許諾、国際意匠出願などに関する規定が新設され、進歩性を判断する 3 ステップ法もさらに厳格化された。

4. 「中華人民共和國商標法改正草案（意見募集稿）」が公開意見募集⁸

2023 年 1 月 13 日、国家知識産権局は『中華人民共和國商標法改正草案（意見募集稿）』の公開意見募集に関する通知を発表した。中国の『商標法』は 1993 年、2001 年、2013 年、2019 年にそれぞれ 4 回の改正を経て、今回の改正は 5 回目である。

今回の改正は『商標法』を 10 章 101 条に拡充し、そのうち、新たに 23 条を追加し、既存条文から分割して新条文 6 条を形成し、実質的に条文 45 条を改正し、その他の既存条文の内容 27 条を基本的に維持する。手続の面で、業界の注目を集めている内容は以下の通りである。登録不許可不服審判の手続を取消すること、商標異議申立公告期間を 3 ヶ月から 2 ヶ月に短縮すること、他人の先の権利を侵害する際、商標の移転を請求され得る手続を設置すること、新たに予備査定公告取消手続、商標使用状況の自主的な説明及び関連取消、抹消手続を追加することが挙げられる。うち、予備査定公告取消手続の審理期限は規定されておらず、自主的な説明手続の救済ルートについても明確に規定されていないので、これから補充されることを期待している。

⁸ https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/13/art_75_181410.html (2024 年 2 月 20 日アクセス)

5. 「悪意による商標登録を全面的管理し高品質な発展を促進する業務案（2023-2025年）」が公布⁹

「知的財産権で強い国を建設する綱要（2021—2035年）」と「十四五（第14次5カ年）国家知的財産権保護と運用計画」で定められた目標を深く貫徹し、近年の商標の悪意ある登録に対する取締りの成果を固め、すべての分野で商標の悪意ある登録行為への管理を推進させるため、国家知識産権局は2023年5月8日「悪意による商標登録を全面的管理し高品質な発展を促進する業務案（2023—2025年）」を公布した。

業務案は、悪意による商標登録に関する法制体系及びその取り締まりの行政メカニズムの整備、各種悪意による商標登録行為への対応などの面から、今後の業務の方針を明らかにし、2025年に悪意による商標登録行為への管理を実質的進展を取得し、悪意による商標登録行為が多発し、発生しやく、頻繁に発生する現状を変えることを主な目標としている。

6. 改正された「知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為の禁止規定」が正式に施行¹⁰

「知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為の禁止規定」は2015年4月7日に公布され、2020年10月23日に改正された。2023年6月25日、国家市場監督管理総局は改正された「知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為の禁止規定」（以下「禁止規定」という）を発表した。禁止規定は、2023年8月1日から施行された。

禁止規定は、以下の面から規定内容を整えている。

一、「知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限」の意味の拡張

知的財産権を行使することで独占協定を締結した行為、市場支配的地位を濫用し、競争を排除、制限する効果を有するまたは有しうる事業者集中を実施するなど、3種類の独占行為を規制範囲に入れた。

二、知的財産権の行使を利用して独占行為を実施することの認定ルールの完備化

⁹ https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/5/8/art_75_184971.html (2024年2月20日アクセス)

¹⁰ https://www.gov.cn/gongbao/2023/issue_10626/202308/content_6897066.html (2024年2月20日アクセス)

2022年に改正された独占禁止法に基づき、関連市場の定義、市場支配的地位の認定と推定、独占行為に関する認定、事業者集中の審査の考慮要素及び付加された制限的条件の具体的な種類などを完備・細分化した。

三、知的財産権分野の典型的、特殊な独占行為に対する規制の強化

例えば、パテントプールに関する規定を整備し、パテントプールの組織とパテントプールのメンバーがパテントプールを利用して独占行為に従事することを禁止する、基準制定と実施過程における独占行為に対する規制を強化し、市場支配的地位を有する事業者が標準必須特許を利用して「パテントホールドアップ」を実施することを禁止するなど。

IV、日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報

1. 中国冒認商標の件数の増減について

2019年中国『商標法』の法改正により、『商標法』第4条に使用を目的としない悪意の出願を拒絶する旨の規定が追加された後、中国国家知識産権局（CNIPA）は、悪意のある商標登録（冒認商標登録）を厳しく取締るために一連の措置を実施している。2021年3月15日、CNIPAは悪意による商標冒認出願行為への規制を強化するために、「悪意のある商標の冒認出願行為に対する取締り特別行動計画の公布に関する通知」を発表した。当該計画において、信義誠実の原則に著しく違反し、公序良俗に反し、商標登録管理の秩序を乱し、深刻な社会的悪影響を及ぼしやすい典型的な悪意による商標の冒認出願行為を重点的に取締る方針を示した。更に、2022年4月12日、CNIPAは「悪意のある商標の登録行為を持続的に厳しく取締ることに係る国家知識産権局の通知」を公表し、「ゼロ容認」の態度で悪意のある商標出願行為を持続的に厳しく取締る姿勢を示した。

公開データにより、2020年、商標登録審査段階では、使用を目的としない冒認商標は約1.56万件が拒絶された。そのうち、異議申立ての平均勝率（一部成立を含む）は46.95%に達した。¹¹2021年に摘発された冒認商標の件数は、審査段階では計48.2万件であった。そのうち、使用を目的としない買占め商標6.04万件を拒絶し、社会的公共利益を害する冒認商標1,628件を拒絶した。異議申立不服審判段階では、冒認商標3万件が摘発された。また、職権に基づ

¹¹ https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/2/10/art_55_156721.html（2024年2月21日アクセス）

く無効宣告は、2021年には計1,729件で、過去10年の総計の5倍であるという。このような状況を受け、冒認出願人は2,200件以上の冒認商標に対し自主的に抹消申請を提出した。¹²2022年に摘発された冒認商標の件数は、37.2万件¹³であった。また、2023年年1-6月、冒認商標を累計24.9万件摘発され、そのうち、商標登録出願、異議申立などの授權段階では権利付与されない件数は19.2万件で、77.1%を占めた。登録商標の無効宣言などの権利確認の段階では権利付与されない件数は5.6万件で、22.5%を占めた。また、これらの事件のうち、出願人は自主的に違法行為を中止したケースもあり、出願の取り下げ、商標の抹消などの件数は20.4万件で、81.9%を占めた。¹⁴

上記により、冒認商標の件数は、2021年は、50万件近いが、2022年40万件未満となった。「ゼロ容認」の政策の下、今後冒認商標の件数は更に低減するかと見込む。企業側が自社のブランド名や著作物の題号などが、無関係の他人によって先取り登録されたことを発見した場合、積極的に異議申立又は無効審判を申し立てることが考えられる。

2. 秘密特許制度の概要¹⁵

中国国内で完成した発明が、国家の安全または重大な利益に関わる場合、秘密保持が必要になる。安全保障に係る発明の保全に関する制度は、知財関連法（専利法、専利法実施細則（以下「実施細則」という。）および専利審査指南（以下「審査基準」という。）に規定されているほか、「国防専利条例」に規定されている（「専利」は、中国語の「專利」に該当し、特許、実用新案、意匠を含む概念である）。

また、いかなる機関、組織または個人も、中国国内で完成した発明または実用新案を外国に出願する場合、先ず中国国家知識産権局（以下「CNIPA」という。）による秘密保持審査を受けなければならない（専利法第19条）。

¹² https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/4/25/art_2885_175100.html（2024年2月21日アクセス）

¹³ https://www.gov.cn/lianbo/2023-04/24/content_5753009.htm（2024年2月21日アクセス）

¹⁴ https://www.gov.cn/zhengce/202307/content_6892780.htm（2024年2月21日アクセス）

¹⁵ 「中国専利法」 https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/23/art_97_155167.html（2024年2月22日アクセス）
「中国専利法実施細則」 https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_98_189197.html（2024年2月22日アクセス）

「中国専利審査指南」第5部分第5章 秘密保持出願と外国専利出願の秘密保持審査
https://www.cnipa.gov.cn/art/2015/1/9/art_99_28237.html（2024年2月22日アクセス）

「国防専利条例」 https://www.gov.cn/zhengce/content/2005-05/23/content_8134.htm?trs=1（2024年2月22日アクセス）

「中国で完成した発明または実用新案」とは、発明・実用新案の技術方案の実質的部分が中国国内において完成されたものをいう（実施細則第 8 条）。従って、秘密保持審査が必要かどうかの最も重要な判断基準は、かかる発明の完成地である。発明の実質的部分が中国国内において完成されたか否かについては、実務において権利者の住所地および発明者の国籍から総合的に判断することが一般的であるが、反証の証拠次第である。近年、外国発明者が中国の研究開発拠点で様々な研究開発を行うことは少なくない。このような研究成果は中国で完成した発明に該当する。発明者が外国人であっても、出願人が外国企業であっても、この発明を外国へ出願する場合、秘密保持審査請求をしなければならない。

秘密保持出願（国家の安全または重大な利益に関わり、秘密保持が必要な出願）は、国防利益に関わる出願と、国防利益以外の国家の安全または重大な利益に関わる出願を含む、意匠を除いた発明と実用新案のみが対象である（実施細則第 7、8 条、審査基準第五部分第五章 3.1.2）。

国防利益に関わる出願は、国防専利として出願すべきである。国防専利とは、国防専用または国防に重大な価値のある発明を指し、主に軍用技術に関連する。

国防利益以外の国家の安全または重大な利益に関わる出願は、国防上の利益には触れないが、国家経済の安全または国家経済上の利益に重要な影響を与え、一定の期間内は公開すべきではない発明を指す。知財関連法には、特定技術分野などの説明は存在せず、国の必要に応じて定められる。例えば、金融体系のコンピュータシステムにハッキングすることを効果的に防止できる新式ファイアウォール技術、偽札の出現を効果的に防止できる新式紙幣印刷技術などが挙げられる。¹⁶

3. 「企業知的財産権コンプライアンス管理システム 要求」（GB/T 29490-2023）国家基準が公布¹⁷

国家知識産権局が起案し、国家知識管理標準化技術委員会（SAC/TC 554）が一括管理する「企業知的財産権コンプライアンス管理システム 要求」（GB/T 29490-2023）（以下「管理システム」という）は 2023 年 8 月 6 日に国家市場

¹⁶ 「中国専利法詳解」（尹新天著）、第 39 頁

¹⁷ https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/5/art_66_187235.html（2024 年 2 月 22 日アクセス）

監督管理総局、国家標準化管理委員会より公布し、2024年1月1日に正式に実施された。

知的財産権管理分野の最初の国家基準である「企業知的財産権管理規範」（GB/T 29490-2013）と比較して、今回の改正は知的財産権の種類を全面的にカバーし、特許、商標、著作権、地理標識、営業秘密など複数の種類の知的財産権についてそれぞれ取得、維持、運用、保護など面から管理要求を提出し、同時に「付録 A.営業秘密管理のツールと方法」及び「付録 B.特許、商標、著作権、営業秘密の典型的な禁止行為リスト」を追加した。管理システムは、企業が知的財産権の管理の規範化、知的財産権コンプライアンス義務の履行、知的財産権リスクの防止、利益の維持と発展の保障を支援することを目的としている。

以上